

## 第2章 環境行政の推進体制

### 第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例」（平成11年9月施行）及び「大分県生活環境の保全等に関する条例」（平成12年12月施行）に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

### 第2節 大分県環境基本計画

#### 1 第3次大分県環境基本計画

～おおいとうつくし作戦推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画(豊の国エコプラン)」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。環境を取り巻く状況の変化に応じて、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を策定し、環境施策の着実な推進を図ってきた。

しかし、人類の生存基盤を脅かす地球温暖化問題への対応や生物多様性の保全など、取り組むべき多くの課題が存在している中で、「大分県新環境基本計画」の期間が最終年度を迎えるとともに、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」が平成27年10月に策定されたこと、また、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な社会」を構築するため、平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化するものであるとともに、「おおいとうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成28年度から平成36年度までの9年間である。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、I「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、II「循環を

基調とする地域社会の構築」、III「地球温暖化対策の推進」、IV「環境を守り育てる産業の振興」、V「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、50項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「うつくし作戦県民会議」において進行管理している。

基本目標Iに関しては、平成25年9月に日本ジオパーク認定を受けた姫島村、豊後大野市の取組については、県と市村、ジオパーク推進協議会とが連携し、シンポジウムの開催、子どもたちの教育学習活動の支援、人材育成を図るためのジオガイド養成・スキルアップ講座の開催等を行った。また、学術研究の充実を支援するため、大学等による巡検の誘致などを行った。祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録の取組については、日本ユネスコ国内委員会において、ユネスコ本部へ推薦することが決定したことから、国内推薦決定記念シンポジウムを開催し、県内外へ広く情報発信するとともに、登録に向けた地元機運の醸成を図った。県営都市公園においては、大分スポーツ公園内を利活用し、自然観察会や植樹体験等により、里山と触れ合い、自然の恵みを体験できる環境学習を実施した。また、温泉については、温泉資源の保護を図るため、地熱発電の有望地域において、温泉井に圧力、温度、湧出量等を計測する計器を設置し、長期的なモニタリング調査を実施する体

制整備を図った。

基本目標Ⅱに関しては、大気環境への対策については、老朽化した大気汚染常時監視テレメータシステムを更新し、地図情報やグラフ情報を加えたわかりやすい大気環境情報の提供を行えるようにした。また、豊かな水環境創出のため、筑後川等4つのモデル河川の流域住民が行う水環境保全活動の支援を行い、水環境保全活動を拡充・展開していくための体制を整えるとともに、山・川・海の保全活動を支援する「つながる！豊かな水キャンペーン」や、これまでの各河川の取組を発表する「豊かな水環境フォーラム」を実施した。下水道や浄化槽の整備において、県費交付金、補助金の助成により県民と市町村の財政負担を軽減し、県と市町村が連携して生活排水処理率の向上を図った。産業廃棄物については、巡回監視やスカイパトロールの実施、不法投棄防止用フェンスの設置に加え、無人飛行機（ドローン）を活用した産廃処分場や不法投棄現場の全容把握等、不法投棄・不適正処理防止対策を講じた。

基本目標Ⅲに関しては、家庭部門においては、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを普及啓発するため、各家庭に応じた省エネ対策をアドバイスする「うちエコ診断」を160件実施するとともに、パソコンやスマートフォンからより気軽にエコ診断を受診できる「大分版Web家庭のエコ診断」を87件実施した。業務部門では、省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発をはじめ、高効率の省エネ機器等の導入を促進するため、事業所向け省エネ診断を50件実施した。運輸部門では、「エコ通勤割引」を実施し、延べ398人の利用があり、公共交通機関の利用促進を図った。さらに、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入促進、九州版炭素マイレージ制度の普及啓発などにも取り組み、二酸化炭素排出量削減に努めた。

基本目標Ⅳに関しては、「水素社会」の到来を見据え、県エネルギー産業企業会のワーキンググループによる副生ガスからの超高純度水素の精製や副生ガスの有効活用等の取組を支援する等、県内エネルギー関連産業の成長を促進させた。また、「再生可能エネルギー自給率日本一」の県として、新エネ・省エネコーディネーターの取組を通して、新エネルギーの導入や省エネルギー対策を推進した。さらに、環境ビジネスの課題や今後の展望などについてのセミナーの実施、環境産業の育成として、発泡スチロール加工における加工自動化設備等による加工端材ロスの排出削減などの取組の支援を行った。一方、コンビナート立地企業の国際競争力強化を図るため、大分コンビナート競争力強化ビジョンに沿って、コンビナート内のエネルギー・副生成物の最適化などの検討を進めた。農業においては、環境に配慮した農業生産を推進

するため、化学合成農薬・化学肥料低減技術の普及や生物多様性の保全等に効果が高い営農活動を支援するとともに、有機農業の生産力向上研修を実施し、有機農業者の確保・育成を図った。

基本目標Ⅴに関しては、新たにスタートした県民運動「おおいたうつくし作戦」では、まちづくり、ひとづくり、なかまづくりの3つのアクションの好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な基盤づくりに取り組み、この作戦のけん引役である「うつくし推進隊」85団体（H29.3.31時点）を任命した。まちづくりの視点では、保健所毎に地域連絡会を開催し、推進隊や行政機関等により地域固有の環境課題を洗い出し、その解決に向けて、花いっぱい運動など地域と連携した取組を支援した。中でも、佐伯市では、推進隊と高校生が連携し、環境の視点からのおもてなしをするという取組が行われた。ひとづくりの視点では、子どもたちを対象に自然体験活動を取り入れたこども探検団を実施するとともに、公民館や学校、企業へ環境教育アドバイザーを派遣するなど、環境教育の推進を図った。なかまづくりの視点では、新たな推進隊の活動を持続可能なものとするため、より波及効果の高い活動が見込まれる6団体を対象に、地域住民の参加を促す取組などの支援を行った。また、森林環境保全基金を活用した環境に関する学習機会の提供や森林環境学習指導者の派遣により、自然体験活動や環境学習・活動の推進を図るとともに、九重青少年の家のアスレチックゾーンを整備し、子どもたちの適切な運動による心身の豊かな成長を育んだ。

平成28年度は「第3次大分県環境基本計画」の最初の年度に当たり、計画に定められた環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編12環境指標一覧）。

様々な施策の実施により目標を概ね達成し、計画を着実に推進することができた。今後も計画に基づいて各種環境施策の取組を進める。

表1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果

- 基本目標1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造  
 基本目標2 循環を基調とする地域社会の構築  
 基本目標3 地球温暖化対策の推進  
 基本目標4 環境を守り育てる産業の振興  
 基本目標5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標 項目数	達成		概ね達成		未達	
		項目	割合 (%)	項目	割合 (%)	項目	割合 (%)
基本目標1	16	13	81	2	13	1	6
基本目標2	17	11	65	5	29	1	6
基本目標3	6	5	83	1	17	0	0
基本目標4	6	5	83	0	0	1	17
基本目標5	5	2	40	3	60	0	0
合計	50	36	72	11	22	3	6

**評価（達成・概ね達成・未達）の区分について**

「達成」 平成28年度の目標値を達成している場合

「概ね達成」平成28年度の目標値を90%以上達成している場合

「未達」 平成28年度の目標値の90%未満である場合

第3次大分県環境基本計画～おおいたうつくし作戦推進基本プランの概要

第1章 計画の策定にあたって

計画見直しの趣旨

計画の  
性格・位置づけ

計画の期間

計画の構成

第2章 計画の目標

目指すべき環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画の基本目標

豊かな自然との  
共生と快適な地  
域環境の創造

循環を基調とする  
地域社会の構築

地球温暖化対策  
の推進

環境を守り育てる  
産業の振興

すべての主体が  
参加する美しく  
快適な県づくり

第3章 施策の展開

豊かな自然との  
共生と快適な地  
域環境の創造

循環を基調と  
する地域社会  
の構築

地球温暖化対策  
の推進

環境を守り育てる  
産業の振興

すべての主体が  
参加する美しく  
快適な県づくり

- 豊かな自然や生物多様性の保全
- 快適な地域環境の保全と創造
- 温泉資源の保護と適正利用の推進

- 大気環境の保全
- 水・土壌・地盤環境の保全
- 化学物質等への環境保全対策
- 廃棄物・リサイクル対策

- 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進
- エコエネルギーの導入促進
- 森林吸収業対策の推進

- 環境・エネルギービジネスの拡大
- 自然と共生する産業の促進

- 県民総参加による環境保全活動の促進
- 豊かな環境を守り育てる人づくり

基盤的施策の推進

- 環境影響評価の推進
- 環境に配慮した取組の推進
- 公害紛争等の適正処理

第4章 計画の推進

推進の体制

計画の進行管理

財政措置

### 第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手續等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を制

定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである。

表1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業※1	第2種対象事業※2
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 発電所の建設※3		
水力発電所	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上
火力発電所	出力 112,500kW以上	出力 75,000kW以上
地熱発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
風力発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
太陽光発電所	敷地全体の面積20ha以上 (工業地域、工業専用地域は除く)	—
3 廃棄物処理施設		
ごみ焼却施設の建設	200t/日以上	—
し尿処理施設の建設	100kL/日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
4 工場等の建設	排ガス量10万Nm <sup>3</sup> /h以上 排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	—
5 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
6 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
10 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
11 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
12 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

※1) 第1種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

※2) 第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

※3) 大分県環境影響評価条例の一部改正により追加 平成29年3月30日公布、平成30年1月1日施行

### 第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

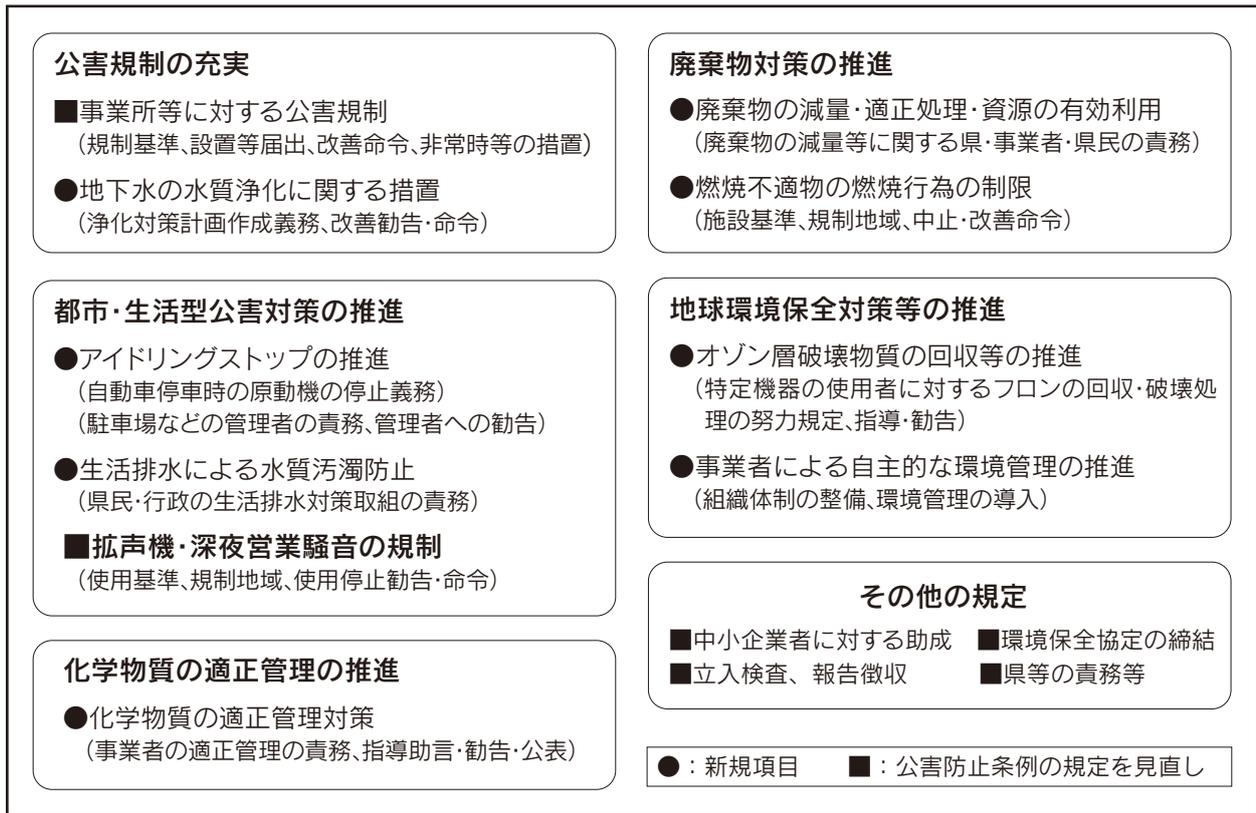
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く

県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図1.2-3参照)

図1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



## 第5節 美しく快適な大分県づくり条例

### 1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

### 2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映してお

り、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の**投光器の使用**（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわない

よう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる

場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成29年11月1日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照)

表1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況 (平成29年11月1日現在)  
(○…県条例適用)

市町村名	ごみの 投棄(※)	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクち らしの掲 示等(※)	動物の 等 の 放 置	自動車 の 放 置 (※)	自転車 の 放 置 (※)	落書き (※)	悪臭 等 の 慮 へ 配	投光器 の 使 用 (※)
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	●	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	●	○

注)「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。  
なお、印刷物等の配布等の責務については、努力規定である。

### 3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行った。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」に替わり、地域活性化に資する取組を加えた「おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成29年度

には3個人10団体を表彰した。(平成29年度の受賞者は表1.2-5を参照)



表1.2-5 平成29年度おおいとうつくし作戦功労者表彰受賞者

個人・団体名等	市町村名	主 な 功 績
<b>(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動</b>		
1 ＜個人＞ 小林 昭二郎 <small>こばやし しょうじろう</small>	日 田 市	・平成18年から、週2～3日、市内中心部の道路や公園、河川敷などにおいて散歩中に空き缶などのごみを拾い、環境美化に貢献
2 ＜個人＞ 染矢 敏巳 <small>そめや としみ</small>	佐 伯 市	・平成元年から、毎月1回、佐伯市総合運動公園へ至る道路沿いの法面の草刈りやごみ拾いなどを実施し、環境美化に貢献 ・地区の小中学校の通学路の竹や草を切るなど道路の整備にも貢献
3 ＜個人＞ 古田 義勝 <small>ふるた よしかつ</small>	佐 伯 市	・平成6年から、年に4～5回、地域の道路の草刈りを実施 ・地域のボランティアグループと連携して、年4～5回、公園の清掃も実施
4 ＜団体＞ 高松自治区	大 分 市	・平成17年から、月に2回、地区の公園や周辺道路の清掃を実施し、環境美化に貢献 ・防犯パトロールを兼ねて、町内のごみ拾いなど清掃活動も実施
5 ＜団体＞ ももじゅかい 百寿会	別 府 市	・20年以上にわたり、毎月2回、山田児童公園(別府市朝見)や周辺の清掃活動、樹木の剪定や草取り、水やりなどを実施し、環境美化に貢献
<b>(2) 環境保全のための技術開発</b>		
6 ＜団体＞ ティー T・プラン株式会社	中 津 市	・平成22年から、太陽光発電と蓄電技術を応用した小型電気自動車向け充電システム「青空コンセント」を研究・開発 ・平成25年には姫島村等で超小型電気自動車の実証実験開始 ・平成27年からは、電気自動車7台を設置、現在はゴルフカート(4人乗り)など試験運用も実施 ・「青空コンセント」のシステムにより再生可能エネルギーの普及と地域の環境保全に貢献
7 ＜団体＞ 大分エコセンター株式会社	大 分 市	・処理困難廃棄物等の資源化や燃料として再資源化するなど、循環型社会の構築に貢献 ・工場見学の受入れを積極的に行い、地域住民への普及活動も実施 ・平成26年度からは、廃棄物をこれまでどおりリサイクルするのではなく、アイデアやデザインを付加し新商品に再生する「アップサイクル」事業を推進
<b>(3) 環境保全に関する学術研究</b>		
8 ＜団体＞ 特定非営利活動法人 いせど 猪の瀬戸湿原保全の会	別 府 市	・平成19年から、猪の瀬戸湿原(5.3ha)の火入れや植生調査を開始 ・平成23年に約40年ぶりに野焼きを実施し、その後も地元企業とも協働し、毎年1回野焼きを継続 ・平成26年度からは、湿原内の遊歩道を整備するとともに、会の構成員である植物の専門家を中心となって自然観察会を毎月開催するなど、希少植物の保全や、湿原など自然環境資源の重要性を啓発
<b>(3) 環境保全に関する普及啓発</b>		
9 ＜団体＞ うーたの会	大 分 市	・平成17年から大分市横尾の休耕田の活用やホテルの増殖活動を開始 ・休耕田周辺の竹林の伐採や里山林を整備することにより、ハンゲショウなどの希少生物の保全のほか、地元の子どもたちを対象とした自然体験活動などの環境教育支援やホテル鑑賞会など地元住民と自然とのふれあいの場を創出し、地域共生の取組も実施
<b>(4) うつくしキャンペーンの推進に協力</b>		
10 ＜団体＞ 国東市地球温暖化防止 協議会	国 東 市	・ごみの減量化やマイバッグ持参運動など地球温暖化防止活動はもちろんのこと、海岸清掃による環境美化や海浜植物のハマボウフウの保護に貢献 ・新聞を使ったエコバッグ普及のための出前講座を月に1回以上実施しているほか、地域のお祭りやイベントにて積極的な啓発を実施
<b>(5) 地域活性化に資する美しく快適な大分県づくりに貢献したものと</b>		
11 ＜団体＞ 特定非営利活動法人 おかほら 岡原花咲かそう会	大 分 市	・平成10年頃から、大分スポーツ公園近くの耕作放棄地を活用し、「花と緑で活力ある地域づくり」を目的に、市民や団体参加による花公園づくりを実施、植栽活動には地域内外からの多くの県民が参加 ・10万株のチューリップや三世代交流の場づくりにまで発展し、開花時には多くの市民が訪れるなど花による環境美化を通じた地域の活性化に貢献
12 ＜団体＞ 特定非営利活動法人 アースデイ中津	中 津 市	・平成20年に子育て中の母親を中心に組織された任意団体で、循環型社会形成の推進と、次世代育成に尽力 ・団体設立当初から市民、企業及び行政をつなぐ環境をテーマとした啓発イベント「アースデイ中津」を開始し、来場者数が35,000人を超える年があるなど、多くの県民を巻き込む事業に発展、平成29年5月には10周年の記念大会を開催
13 ＜団体＞ 特定非営利活動法人 さわやか佐伯	佐 伯 市	・平成12年から、佐伯総合運動公園周辺の花いっぱい運動や堅田インター付近を歩きながらごみ拾いをする「ウェルカム堅田インターきれいきれいウォーク」など地域の環境美化に貢献 ・平成28年には、地元の高校生や小学生、多くの団体、市民と連携し、花いっぱい運動「B-1グランプリ in 佐伯 全力でおもてなし大作戦」を通じて、市内外からの観光客をおもてなしする機運を醸成

4 条例の一部改正

平成28年度には、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことなどに伴い、自動車の

廃物認定の条件を規定する条項等について一部改正を行った。

## 第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

### 1 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2)県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

#### (1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 他者の産業廃棄物を処理するため産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

なお、最終処分場については、県外から搬入される産業廃棄物の増加が、施設の短命化をもたらすとともに、適正な処理の支障となるおそれがあるため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議の審査基準に、「第4次大分県廃棄物処理計画（平成28年3月策定）」において定める産業廃棄物処理施設の整備方針への適合性を追加した。

イ 他者の産業廃棄物を処理するために許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 他者の産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

#### (2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

なお、優良な産廃処理業者での再資源化を促進するため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議を必要としない対象に、「優

良な産廃処理業者へがれき類の破碎処理を委託する場合であって、搬入量が1,000トン未満であるとき」を追加した。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

#### (3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

#### (4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

#### (5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、

県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

## 第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成29年3月31日現在の許可状況<sup>※</sup>は、13市2町でのべ141事業者、面積1,550,580㎡、土量5,547,688㎡となっており、うち県外土砂は、面積で14.7%、土量で21.1%を占めている。(表1.2-6)

なお、立入調査による土壌及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表1.2-6 土砂条例許可状況

年度	許可数		埋立面積 (㎡)			埋立土量 (㎡)		
		うち県外分		うち県外分面積 (㎡)	うち県外分率 (%)		うち県外分土量 (㎡)	うち県外分率 (%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	26	1	253,316	0	0.0	1,008,666	0	0.0
平成20年度	17	1	227,493	33,683	14.8	966,838	385,755	39.9
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640	0	0.0
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355	83,396	18.4
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294	40,458	39.9
平成24年度	15	5	169,375	70,190	41.4	567,387	419,558	73.9
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422	55,569	14.4
平成26年度	10	0	110,900	0	0.0	151,001	0	0.0
平成27年度	9	1	95,936	23,095	24.1	433,465	4,688	1.1
平成28年度	11	0	165,146	0	0.0	722,327	0	0.0
累計	141	16	1,550,580	227,499	14.7	5,547,688	1,170,392	21.1

※大分市実施分も含む

## 第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年3月 公布  
 平成18年10月 全部施行  
 平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)

平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)  
 平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)  
 平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
 平成26年5月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成27年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
 平成28年7月 指定希少野生動植物の指定(4種)  
 平成29年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)

表1.2-7

植 物	タマボウキ(ユリ科) H18.12指定 チョクザキミズ(イラクサ科) H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) H18.12指定 ヒメユリ(ユリ科) H18.12指定 イワギリソウ(イワタバコ科) H18.12指定 ヒゴタイ(キク科) H18.12指定 ホウライクジャク(ホウライシダ科) H18.12指定 オオミズゴケ(ミズゴケ科) H18.12指定 イワギク(キク科) H20.3指定 ナゴラン(ラン科) H20.3指定 オトメクジャク(ホウライシダ科) H21.3指定 オグラセンノウ(ナデシコ科) H21.3指定 ヤツシロソウ(キキョウ科) H22.3指定 フクジュソウ(キンポウゲ科) H28.7指定 オキナグサ(キンポウゲ科) H28.7指定 カワツルモ(ヒルムシロ科) H29.8指定
動 物	カブトガニ(カブトガニ科) H18.12指定 オオウラギンヒョウモン(タテハチョウ科) H18.12指定 クロシジミ(シジミチョウ科) H18.12指定 オンセンミズゴマツボ(ミスゴマツボ科) H22.3指定 ハッチョウトンボ(トンボ科) H24.3指定 クボハゼ(ハゼ科) H26.5指定 チクゼンハゼ(ハゼ科) H26.5指定 オナガラムシオイガイ(ムシオイガイ科) H27.3指定 オオイタシロギセル(キセルガイ科) H28.7指定 ハブタエムシオイ(ムシオイガイ科) H28.7指定 タケノコギセル(キセルガイ科) H29.8指定

## 第9節 県における環境行政の推進体制

### 第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。)を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいいた推進班」を「ごみゼロおおいいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた新

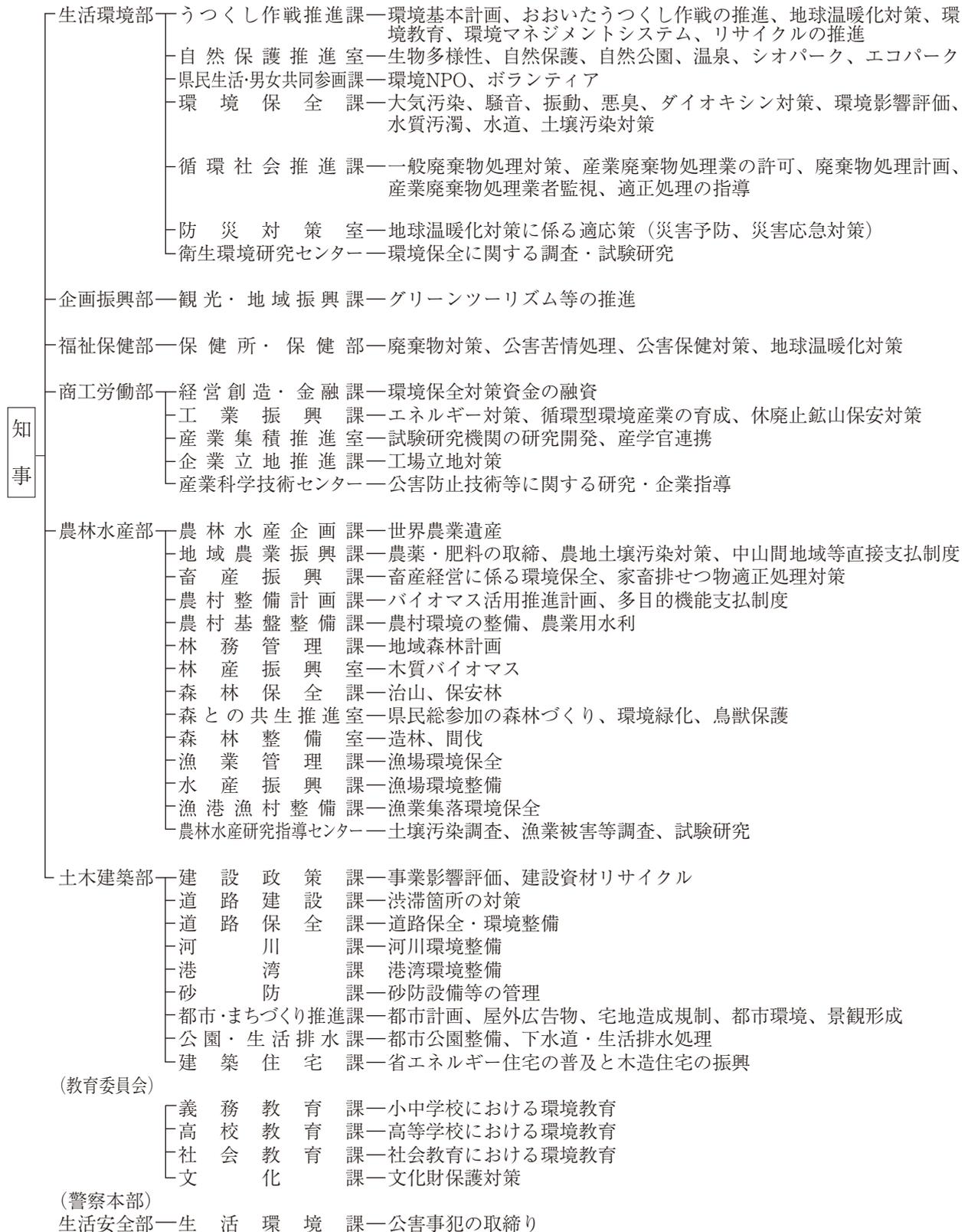
たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行った。

さらに、平成28年4月の組織改正では、地域活

性化型の取組として「おおいたうつくし作戦」を展開するため地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」と改め、自然保護業務を一体的に推進するため、生活環境部に自然保護推進室を新設した。

平成29年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

図1.2-8 県の環境保全行政組織（平成29年4月現在）



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この

審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図1.2-9のとおりである。

表1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(平成29年4月1日)

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	28年度の開催状況
大分県 環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21 条第1項 自然環境保全法 第 51条 大分県環境審議会条 例(H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境 の保全に関する基本的事 項及び自然環境の保全に 関する重要事項につい て、調査審議し意見を述 べること	委員 45人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人  (重複あり)  特別委員 5人	【環境審議会】 H29.2.6 ・環境関連施策等の現状と課題、これ からの基本方向等について ・死亡野鳥における鳥インフルエンザ について 【総合政策部会】 H28.9.30 ・大分県環境影響評価条例の改正につ いて ・各部会決議事項について H28.11.1 ・大分県環境影響評価条例の改正につ いて ・公害防止に関する細目協定の改定に 係る審議方法の変更について ・大分県新環境基本計画の実施状況に ついて ・大分県環境マネジメントシステムの 平成27年度実績について ・各部会決議事項について 【水質部会】 H29.2.21 ・化学的酸素要求量、窒素含有量及 びりん含有量に係る総量削減計画 (案)及び「化学的酸素要求量、窒 素含有量及びりん含有量に係る総量 規制基準(案)」について ・平成29年度公共用水域及び地下水の 水質測定計画について ・大分県土砂等のたい積行為の規制に 関する条例の安全基準及び水質基準 の変更について 【自然環境部会】 H29.3.24 ・指定希少野生動植物の指定について 【温泉部会】 H28.6.9 H28.7.26 H28.9.26 H28.11.24 H29.2.7 H29.3.21 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について 【鳥獣部会】 H28.9.23 ・鳥獣保護区特別保護地区の指定につ いて H29.2.6 ・第12次鳥獣保護管理事業計画の策定 について ・第2期第二種特定鳥獣(イノシシ) 管理計画の策定について ・第2期第二種特定鳥獣(ニホンジカ) 管理計画の策定について 【環境緑化部会】 H29.2.6 ・部会長の選出

## 環境行政の推進体制

名 称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組 織	28年度の開催状況
大 分 県 環境影響評価 技 術 審 査 会	大分県環境影響評価 条例第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境 影響評価その他の手続き に関する技術的事項を調 査審議し、意見を述べる こと	委員 14人	H28.10.25 ・(仮称)大分・臼杵ウインドファ ーム事業に係る計画段階環境配慮書に ついて H28.12.12 ・(仮称)大分・臼杵ウインドファ ーム事業に係る計画段階環境配慮書に ついて H29.3.28 ・(仮称)大分・臼杵ウインドファ ーム事業に係る環境影響評価方法書に ついて
大 分 県 公 害 審 査 会	公害紛争処理法第13 条 大分県公害紛争処理 条例 (S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、 公害等調整委員会が管轄 する事件以外の事件につ いて、あつせん、調停及 び仲裁を行うこと	委員 10人	【調停委員会】 H28.4.25 H28.12.16 H29.1.17 ・平成28年(調)第1号事件について H29.3.16 ・平成29年(調)第1号事件について
大 分 県 産 業 廃 棄 物 審 査 会	大分県産業廃棄物の 適正な処理に関する 条例第22条 (H17.7.11)	産業廃棄物処理施設の設 置について意見を求めら れた場合や、産業廃棄物 の適正な処理の推進に関 する施策について知事の 諮問に応じて、調査審議 し、意見を述べること。	委員 10人	審査案件がないため未開催
大 分 県 漁 業 被 害 認 定 審 査 会	大分県公害被害救済 措置条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対 し、当該被害の態様が条 例第9条の規定に補填を 求める者が同第10条の規 定に適合するか審査する こと	委員 8人	H28.12.20 ・平成28年度赤潮発生状況及び赤潮被 害対策等について ・平成28年度赤潮発生に伴う漁業被害 の認定について